

令和元年度柏崎市社会福祉協議会職員アルバイト募集要項

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会では、次のとおりアルバイトの募集を行います。

1 受付期間

令和元年7月12日(金)まで随時受付けています。市販の履歴書に必要事項を記載し提出してください。

2 採用職種、採用予定数、受験資格等

職 種	採用人数	受 験 資 格	
児童クラブ支援員 (アルバイト)	25名程度	学歴不問・年齢不問・資格・ 経験不問	資格・経験不問

3 申し込み資格

住 所 採用時に柏崎市または、近隣市町村に住所を有し、通勤可能な方

※ ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 被後見人及び被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの方。
- (3) 日本国憲法制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。

4 勤務地

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会が市から受託している児童クラブ22か所のいずれか

- ① 比角第一②比角第二③東部④兎野第一⑤兎野第二⑥半田第一⑦半田第二⑧田尻第一⑨田尻第二⑩新道
- ⑪枇杷島第一⑫枇杷島第二⑬荒浜⑭北鯖石⑮日吉⑯柏崎⑰鯖石⑱大洲⑲中通⑳北条㉑米山㉒鯨波

5 試験日時及び試験場所

日 時 日時は別途通知します。

場 所 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター 0257-22-1411

方 法 ○面接試験

6 合格者の決定通知及び採用

試験の可否については、面接試験後に郵送で通知いたします。

7 給 与 等

- (1) 給 与 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会雇用契約職員に関する細則によります。
時 給 810円
- (2) 手当 状況により通勤手当等が支給されます。
- (3) 雇用期間 令和元年7月24日～8月23日までの間で30日以内の期間
- (4) 福利厚生 労災保険に加入します。
- (5) その他 本会職員就業規則及び雇用契約職員の細則によります

8 就業時間等

(1) 就業時間

①勤務日：月～土の週3～5日程度で1か月単位の勤務表による

②勤務時間： 9：30～15：30

※出勤日及び休日は1か月単位の勤務表により定めます。運営の都合上始業・終業時間の繰上げ・繰下げをお願いすることがあります。

③職務内容：保護者の就労などにより、昼間保護者のいない家庭の小学校児童をお預りし、遊びや生活の場を提供し、児童が安全で楽しく過ごせるよう支援を行います。事業拡大に伴い、職員が不足する時間帯の増強を目的とします。

9 受験手続

(1) 申込方法

市販の履歴書に所要事項を記入し、写真（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、過去3か月以内）1枚貼付（裏面に撮影年月日・氏名記入のこと）し、社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会総務課に直接持参するか、郵送してください。履歴書(採用申込書)は当会ホームページからダウンロードできます。

(2) 記入の注意等

- ① 記載は、全て黒ボールペン等を用いてください。
- ② 数字は、全て算用数字を用いてください。
- ③ 記載事項に不正があると採用資格を失うことがあります。
- ④ 郵送で履歴書を提出する場合は、簡易書留等確実な方法をとってください。

10 照会等

この試験についてご不明な点がございましたら、下記に連絡ください。

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会 総務課（担当：小竹）

TEL (0257) 22-1411